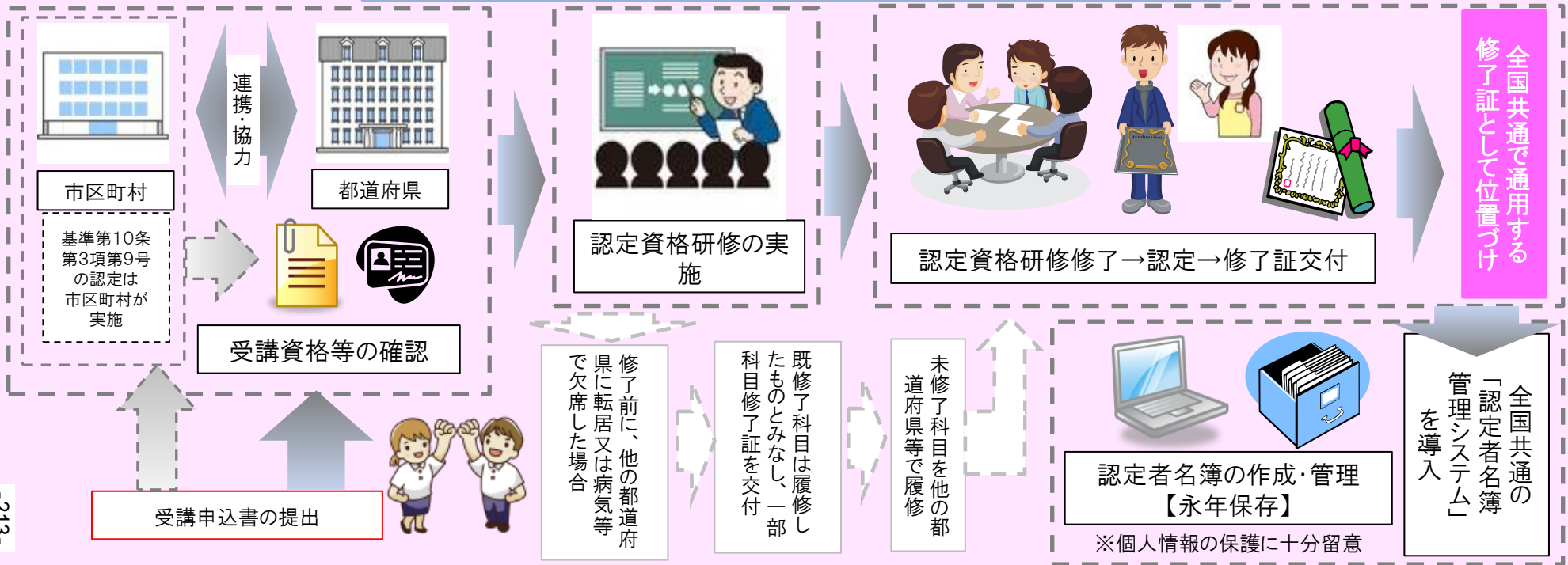


認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)



放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解 【4. 5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識 【6. 0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4. 5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力

【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間(90分×2)】

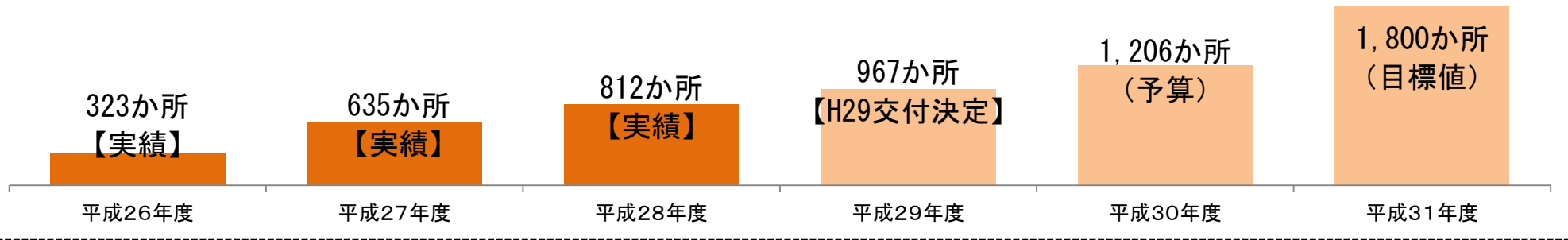
- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間(16科目)

平成30年度予算案・利用者支援事業関連事項について

- 少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）において、2019年度末までに1,800か所（基本型・特定型）の設置を目指すこととされており、2018年度予算案においては1,206か所を計上したところである。

【参考】か所数の推移（基本型・特定型）



1. 運営費

子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）：
1,188億円の内数（1,076億円の内数）

【基本事業】

○事業内容

保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するために要する費用に対して補助を行う。

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○補助単価（平成30年度予算案）

○負担割合 国（1/3）
都道府県（1/3）
市町村（1/3）

・基本型	7,200千円	・特定型	2,855千円
・母子保健型			
〔既存分・新規分〕	専任	8,747千円	
	兼任	4,102千円	



【加算事業】

(1) 夜間・休日加算（基本型・特定型）

①事業内容

利用者のきめ細かいニーズや意向、状況を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるため、夜間・休日の時間外相談を実施する。

②補助基準額（案）

夜間加算： 1,300千円

休日加算： 692千円



(2) 出張相談支援加算（基本型・特定型）

①事業内容

両親学級、乳幼児健診や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスの情報提供、地域の保育所や保育サービスの利用に向けた相談支援などを実施する。

②補助基準額（案）

出張相談支援加算： 1,040千円



(3) 機能強化のための取組加算（基本型・特定型）

①事業内容

開所時間の延長や様々な場所へのお出張相談等を実施し、更に利用者のきめ細かいニーズや意向、状況等を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるための機能の強化を実施する。

②補助基準額（案）

機能強化のための取組加算： 1,713千円



2. 整備費・改修費

(1) 次世代育成支援対策施設整備交付金【整備費等補助(新規開設分)】 (子育て支援のための拠点施設)

次世代育成支援対策施設整備交付金：
71.3億円の内数(65.9億円の内数)

○市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行う。

①実施主体：市町村

②補助基準額：7,810千円(平成29年度予算)

③補助率：国 定額(1/2相当) 市町村1/2相当

④補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人等

※平成29年度から、地域子育て支援拠点事業実施のための施設整備について、市町村、社会福祉法人等に加え、NPO法人等も補助対象となった。

(2) 子ども・子育て支援交付金【整備費等補助(新規開設分)】 (開設準備経費(改修費等))

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管)：
1,188億円の内数(1,076億円の内数)

○利用者支援事業を開設する際に必要となる施設の改修、備品の購入に対する補助を行う。

①実施主体：市町村(委託等可)

②補助基準額：4,000千円(平成30年度予算案)

③補助率：1/3(国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)

～利用者支援事業（基本型）の先進事例①～

NPO法人子ども達の環境を考えるひこうせん「まある」の取組

岡山県
備前市

概要

築100年の古民家を拠点に、**地域みんなが、まあるく輪になりつながって笑顔がたくさん増えることを願って**、子育てに必要な様々な情報（保育園・幼稚園・こども園、一時預かり、習い事、医療機関、相談窓口、予防接種健診、福祉サービス、民間のお店や活動など）の把握に努め、地域全体で子育てがサポートできるようにコーディネートしていく。

ポイント

- 個別相談への対応（主な相談内容：子どもの健康、発達・発育、生活習慣、しつけ、地域のこと、自分自身のこと、家族、夫婦、仕事、就園・就学など）
- **関係機関との協力体制作り**（子育て支援コーディネーターの役割紹介、関係機関からの情報収集、連携内容の確認等を実施。**連携機関は200機関**（平成28年12月現在）《例：保育園、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ、**小中学校、高校、大学、老人クラブ、産婦人科、小児科、行政機関他**》）
- 個別なニーズを持つ親子へのコーディネート（双子ちゃんサロン→連携先：行政機関、発達障がいのある子どもと親への支援→連携先：行政機関・大学・療育機関）
- **アウトリーチによる支援**（具体例：産婦人科や乳幼児健診へ定期訪問、地域の親子交流会へ訪問、園庭開放へ訪問、市内への地域子育て支援拠点への訪問、公民館の地域活動へ訪問等）
- **ネットワークづくり**（例：発達障がい児支援ワーキンググループ所属、おかやま地域子育て支援拠点ネットワーク事務局担当、岡山子育てネットワーク研究会事務局担当等） など



基礎データ

備前市	人口:35,915人(平成28年11月30日現在) 出生数:200人(平成27年度) 地域子育て支援拠点:5か所(平成28年度) 利用者支援事業:4か所(平成28年度)
開始年度	平成27年
開設日・時間	毎週火～金曜日。 月曜・土曜日は隔週開設。 10:00～15:00
相談件数	351件(4月～10月)
担当スタッフ	3名(勤務は2名体制)

取組の効果

- 地域子育て支援拠点や支援に結びついていない方への**情報提供**ができた。
- コーディネーターという役割や、**守秘義務の宣言**を示すことにより各機関との関係が築きやすくなった。
- 個別の相談を継続的に受けることにより、個々の家庭状況に合わせて必要な支援を**当事者とともに選択**しながら**一歩ずつ前**に進んでいる実感がある。
- 相談を受けていく過程で**必要と感じた社会資源**を、関係機関と**ともに作っていく**方向性が見えてきた。
- 地域子育て支援拠点事業のスタッフとの連携を密に取ることで、**拠点全体の成長**に繋がっている。
- 利用者支援事業のリーフレットを作成し、市内全ての保育園・幼稚園・こども園・地区の小中学校に全家庭配付し周知に努めたことで、コーディネーターの存在を知っていただくことができた。

今後の課題

- **地域子育て支援拠点スタッフとコーディネーターの連携方法**についてもう工夫必要。
- 親子へ「子育てコーディネーター」の存在が**まだ十分浸透していない**。
- 「相談室」など、**ハード面の整備**。
- コーディネートを充実させていただくためには、コーディネーターの力量や人数的な厚みも必要。



拠点で育ちあつた親子が
地域社会で活躍できるコーディネートを大切に



～利用者支援事業（基本型）の先進事例②～ 香川県高松市の取組

香川県
高松市

概要

高松市の利用者支援事業は、地域子育て支援拠点2か所（NPO法人）、小児科併設の地域子育て支援センター（医療法人）、保育園併設の地域子育て支援センター（社会福祉法人）の計4拠点を連携しながら行っている。

複数で行うことによって、各団体の専門性を発揮できる、地域資源の開発の際にも各団体の個性を発揮できる、視野が広がる等のメリットがある。

ポイント

- 複数の団体で利用者支援事業を行い、各団体の専門性を発揮して支援を行う（月に1回以上、打ち合わせ会を行い、情報共有、意識統一、スキルアップ等に努めている）。
- エリアに「顔見知り」をつくる活動（高松市を4エリアに分けて担当を決め、幼稚園・保育所・地域子育て支援拠点の全てを訪問して情報を収集）を展開し、現場とコーディネーターが存在を認識し合い、（顔でつながる）互いの役割の確認を行う。
- 敷居は低く 奥行きは深く（はじめは気軽な「問い合わせ」。そこから奥行き深い支援へ）。
- 各地域の状況を把握するため、地域巡回（幼稚園・保育所や子育て支援施設を定期訪問。地域の子育てサークル等の活動も支援）を行い、現場での課題（ニーズ等）を的確にキャッチする。
- 当事者のニーズを丁寧に聞き取り、社会資源の開発（必要な支援でないものはつくる。例：極低体重児の親子の会の発足）を行う。

地域子育て支援拠点で利用者支援事業を行うメリット

- ①敷居の低い相談の場 拠点スタッフは身近な存在
- ②遊びに来るついでに相談できる安心感
- ③拠点スタッフとの信頼関係
- ④インフォーマルな地域資源とのつながり
- ⑤当事者目線での幅広い子育て相談

取組の効果

- 複数の団体で利用者支援事業を行うことで、利用者側も各団体の個性をあらかじめ理解し、相談先を選択するケースも見受けられるようになった。
- 各団体による月に1回以上の打ち合わせを行うことで、それぞれの経験を持ち寄り、複眼的にケースを検討することができ、支援の行き詰まりを事前に予防する効果がある。また、コーディネーターの孤立を防ぐ仕組みとしても有効である。

基礎データ

高松市	人口:420,886人(平成28年12月1日現在) 出生数:3,724人(平成28年) 地域子育て支援拠点:31か所(平成28年度) 利用者支援事業:4か所(平成28年度)
開始年度	平成26年(地域子育て支援拠点事業の地域機能強化型としては平成25年11月から)
開設日・時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
相談件数	2,550件(平成27年度)(4施設の合計)
敷居が低いスタッフ 奥行きが深いスタッフ	奥行きが深いスタッフ7名、補助7名(4施設の合計)



今後の課題

- 連携体制の強化
- ともに育つ経験の蓄積
- 課題を捉えて資源開発
- スキルアップと人材育成



～利用者支援事業（基本型）の先進事例③～ 上越市「じょうえつ子育てinfo」の取組

概要

じょうえつ子育てinfoは、子ども及びその保護者等が子育てに関する様々なサービスを円滑に利用できるような必要な支援をNPO法人（認定NPO法人マミーズ・ネット）と連携し、事業を行っている。

また、「子育てinfoハンドブック」を製作、配布するなど、**初めて子育てする親や転入者への積極的な情報提供**を行っている。

ポイント

- ① **初めて子育てする親、転入者への積極的な働きかけを行い、子育て支援情報を提供する**（市の窓口で転入手続き時や母子健康手帳交付時に、窓口で紹介冊子を渡す。**紹介冊子（子育てinfoハンドブック）は、質問の多かった項目を集め、利用者目線で作成**）。
- ② 子育てサービスのコーディネート（個々の背景を聞き取った上で、**官民含めたオーダーメイドの子育て支援を行う**）。
- ③ **地域と連携して子育て家庭を支える仕組みの構築**（公共、民間の各機関を結びつける。インフォーマルな支援と結びつける）。
- ④ **利用者への同行支援**を行う（病院、健診、予防接種、諸手続の同行支援。子育てサービス利用時の同行支援）。
※④、⑤については、委託先のNPO法人独自事業
- ⑤ 訪問支援（訪問して、共に問題解決を図る）。

取組の効果

- **転入者や1人目の子育ての人へ必要な情報を届けることができた。**
- 「問い合わせ」から相談につながることもできるため、**子育ての不安・負担感の軽減、虐待予防にもつながる。**
- **子育てと仕事の両立を支援。**
- 民間も含めた子育て支援のコーディネートが可能に。



知りたい項目を
効率よく紹介

今後の課題

- ① **妊娠期から情報を伝えられる体制づくり**→出産前後のライフステージに関わる支援者となつなぐことで、出産前から情報を伝えられる方法を検討する必要がある。
- ② 1名の勤務においても、スタッフが地域連携のために外出することが多いので、その際の**施設内の相談体制のあり方**
- ③ 利用者支援事業があるということを、**行政機関の福祉部門以外や地域の人に周知する必要があるが、その効果的な方法**

基礎データ

上越市
人口：197,069人（平成28年12月1日）
出生数：1,490人（平成27年）
地域子育て支援拠点：26か所（平成28年度）
利用者支援事業：1か所（平成28年度）

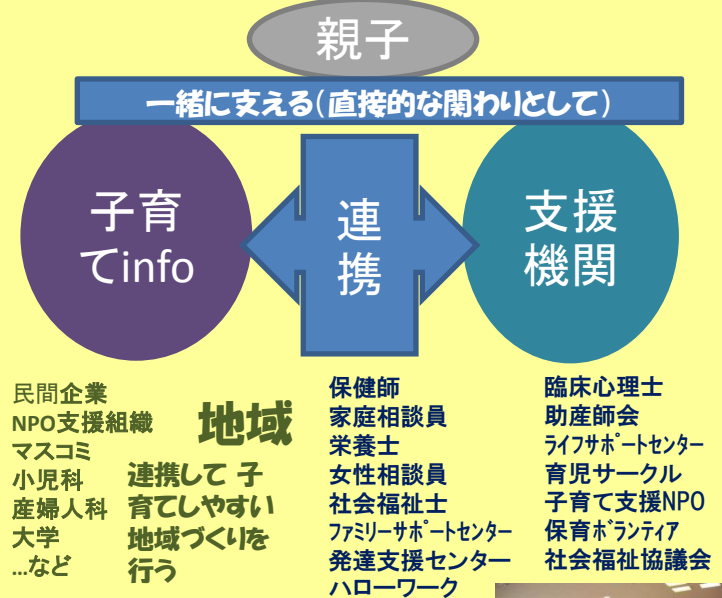
開始年度
平成26年（地域子育て支援拠点事業の地域機能強化型としては平成25年から）

開設日・時間
毎日（毎月第3水曜、年末年始を除く）
9:00～16:30

相談件数
1,236件（平成27年度）

担当スタッフ
3名で交代制（勤務は1名）

地域と連携して子育て家庭を支える仕組みの構築



「間口は広く、奥行は深く」
～親子にとって身近な場での
支援～



～利用者支援事業（基本型）の先進事例④～ NPO法人「アンジュ・ママン」の取組

大分県
豊後高田市

概要

子育て及び母子保健関連の行政窓口とNPO法人アンジュ・ママンの運営する地域子育て支援拠点「花っこルーム」が複合施設（健康交流センター「花いろ」）内にあり、そこにコーディネーターを配置することで市内の多様な子育て支援サービス情報等を一元的に把握し、**ワンストップ**で情報提供及び利用援助等の支援を行うことで利用者の利便性の向上、サービス利用の円滑化を図っている。



ポイント

○子育て支援事業に関する相談窓口

- ① **子育てmama相談窓口** 市の直営で子育てコンシェルジュを配置。
- ② **花っこルーム** アンジュ・ママンのスタッフがコーディネーターとして配置。
おひさまひろば・出張花っこルームにも巡回。

○ **働きたいママの就労支援** 就労を希望するママには求人情報の提供やワークシェア・在宅ワークなど新しい働き方の提案。**就労と保育をセットで案内**。短時間就労には、ワンコイン（500円）保育。

○ **地域の関係機関との協力・連携** 日頃から保育園・幼稚園等を訪問したり、子育てや母子保健、福祉、教育等の担当者と連絡を取ったりすることで情報収集やつなぎをしやすい体制を築いている。

○ **ホームスタートの取り組み** 核家族化や転入者等の増加により、社会から孤立し、子育ての不安を持つ保護者が多く見受けられる。産前も対応するためのビジター養成講座を予定。



基礎データ

豊後高田市	人口：23,144人(平成28年12月31日現在) 出生数：167人(平成28年) 地域子育て支援拠点：1か所(平成28年度) 利用者支援事業：1か所(平成28年度)
開始年度	平成26年度
開設日・時間	①月曜日～金曜日 8:30～17:00 ②月曜日～土曜日 9:00～16:00
相談件数	①382件(平成27年度) ②406件(平成27年度)
担当スタッフ	①コンシェルジュ 1名 ②コーディネーター 2名 ホームスタートオーガナイザー 3名

※①子育てmama相談窓口 ②花っこルーム

取組の効果

- 地域子育て支援拠点と子育て及び母子保健の行政窓口が「花いろ」内にあることで密に連携が取れるため、スムーズに関係機関につなぐことが可能。
コーディネーターが利用者の要望やニーズを拾いやすく、実際に行政の子育て施策に反映。
- アンジュ・ママンのスタッフを中心に子育て支援各種事業に携わる人材を多く発掘。
- 増加する子育て世代の移住者にも窓口を利用いただき、地域とのつながりを築ききっかけに。



今後の課題

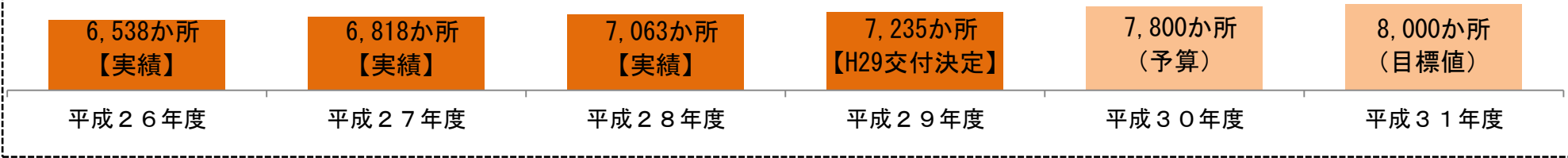
- 産前産後の必要に応じたサービスを活用していただけるように妊娠期から情報提供できる体制づくり
- コーディネーターの専門性を高めるためのスキルアップ及び地域資源の開拓
- コーディネーターが取材や更新をしている子育て支援サイトについて知りたい情報にヒットするようさらなる工夫と内容の充実



平成30年度予算案・地域子育て支援拠点事業関連事項について

- 少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）において、2019年度末までに8,000か所の設置を目指すこととされており、2018年度予算案においては7,800か所を計上したところである。

【参考】か所数の推移



1. 運営費

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管):
1,188億円の内数(1,076億円の内数)

○事業内容

家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や子育てに関する相談等を行うために要する費用に対して補助を行う。

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○補助単価（平成30年度予算案）

○負担割合 国（1/3）
都道府県（1/3）
市町村（1/3）

【基本事業】 一般型 7,951千円（※5日型、常勤職員を配置の場合）
連携型 2,827千円（※5～7日型の場合）
（注）開設日数、勤務形態により単価が異なる

【加算事業】 子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり事業等）
3,255千円（※基本事業一般型（5日型）で実施した場合）
（注）その他、出張ひろば等の事業内容により単価が異なる



【開設準備経費】 (1) 改修費等 4,000千円
(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

2. 整備費・改修費

(1) 次世代育成支援対策施設整備交付金【整備費等補助(新規開設分)】 (子育て支援のための拠点施設)

次世代育成支援対策施設整備交付金：
71.3億円の内数(65.9億円の内数)

○市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行う。

①実施主体：市町村

②補助基準額：7,810千円(平成29年度予算)

③補助率：国 定額(1/2相当) 市町村1/2相当

④補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人等

※平成29年度から、地域子育て支援拠点事業実施のための施設整備について、市町村、社会福祉法人等に加え、NPO法人等も補助対象となった。

(2) 子ども・子育て支援交付金【整備費等補助(新規開設分)】 (開設準備経費)

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管)：
1,188億円の内数(1,076億円の内数)

○地域子育て支援拠点事業を開設する際に必要となる施設の改修、備品の購入、及び開設前月の賃借料に対する補助を行う。

①実施主体：市町村(委託等可)

②補助基準額：4,000千円(改修費等)(平成30年度予算案)

600千円(賃借料等)(平成30年度予算案)

③補助率：1/3(国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)

(3) 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金【改修費等補助(開設後)】 (児童養護施設等の環境改善事業)

児童虐待・DV対策等総合支援事業：
159億円の内数(147億円の内数)

○地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修や備品の購入に必要な経費に対する補助を行う。

①実施主体：市町村(委託等可)

②補助基準額：8,000千円(平成30年度予算案)

③補助率：1/2(政令市・中核市：国1/2、政令市・中核市1/2)

(上記以外の市町村：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

※事業を行う施設等1か所につき1回限りとする。